

八王子都市計画地区計画の決定 (八王子市決定)

都市計画片倉台西地区地区計画を次のように決定する。

:	名		称	片倉台西地区	区地区計画							
	位 置		八王子市片倉町地内									
	面 積		約 2.0ha									
区域の整備	地区計画の目標			本地区は、開発行為により基盤整備が行われ、今後、戸建住宅の建設が予定されている地区である。そこで、無秩序な市街化を抑制するとともに、緑豊かなゆとりある住環境の形成と維持、保全を図ることを目標とする。								
・開発及び保全に	土地利用の方針			低層戸建住宅を主体とした土地利用を進め、良好な住環境の形成を図る。								
	地区施設の整備の方針			開発行為により整備された区画道路及び公園の機能の維持、保全を図る。								
関する方針	建築物等の整備の方針			良好な住環境の形成と維持、保全を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限及び建築物等の高さの最高限度を定め、建築行為等の規制、誘導を行う。 あわせて、緑のある街並み形成と防災面の向上を図るため、垣又はさくの構造の制限を定める。								
地	1.	位置		八王子市片倉町地内								
	Ī	面積		約 2.0ha								
区整	地区施設 の配置及 び規模			名 称	幅員	延長	備考	名 称	幅員	延長	備	考
				区画道路1号	6m	約 380m	新 設	区画道路2号	6m	約 30m	新	設
				区画道路3号	5m	約 30m	新 設	区画道路4号	5m~6.5m	約 40m	新	設
			公 園	名 称 面 積						備		<u></u>
				片倉車石北公園 約 1,790㎡							彭	^几 又
	建築	建築物等の用途の制限 ※		次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 住宅のうち3戸以上の長屋 2. 共同住宅、寄宿舎又は下宿								
	物	建築物の敷地面積		160 m²								
備	等	の最低限度		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は 0.7m以上としなければならない。ただ								
	に							の部分が次の各号			-	
計	関	壁面の位置の制限		限りでない。								
	対す			 1. 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの 2. 自動車車庫で軒の高さが2.3m以下であるもの 								
	る事			建築物の高さの最高限度は、9mとする。ただし、地階を除く階数は2以下としなければならない。								
画	項 垣又はさくの構造 の制限			生垣又はフェンスとしなければならない。ただし、フェンスの基礎となる高さ 0.4m以下のコンクリートブロック、石積等又は門柱は、この限りでない。								

「区域及び地区施設の配置については、計画図表示のとおり」

理由:良好な住環境の形成と維持、保全を図るため地区計画を決定する。

※知事承認事項